

別紙

第1 発注の見通しに関する事項の公表（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第7条、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第5条・第6条、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第7条、発注関係事務の運用に関する指針（以下「指針」という。）Ⅱ．2関係）

1 公表の対象（令第5条第1項）

当該年度に発注することが見込まれる予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）400万円超の工事及び200万円超の建設関連業務（以下、「業務」という。）ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事及び業務であって、県の行為を秘密にする必要がある工事及び業務を除く。

2 公表の内容（令第5条第1項、指針Ⅱ．2．2－1）

ア 令第5条第1項第1号から第3号に規定する事項

イ 品確法第7条第10項及び指針Ⅱ．2．2－1に規定する工事に係る業務の発注見通しに関する事項

3 公表の方法（令第5条第3項）

各発注機関において、前項に掲げる事項を記載した一覧表（標準様式例1）を作成し、インターネットを利用する方法により公表するものとする。

ただし、公表にあたっては、本庁の担当課と十分協議を行うこと。

4 公表の時期及び期間（令第5条第4項、第5項）

次に掲げる時期を目途として、その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を当該年度の3月31日まで公表するものとし、毎月末に公表内容の見直しを実施し、必要な追加・修正を行った上で公表するものとする。

ア 4月1日以後遅滞なく

イ 10月1日

ただし、前年度中に当該年度の発注の見通しが判明している案件については前年度中に公表するものとする。

なお、予定価格が1億円を超える工事については、極力前年度中又は4月に公表するよう努めるものとする。

第2 入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項の公表（入契法第8条、令第7条関係）

1 通則的事項

(1) 公表の内容（令第7条第1項）

令第7条第1項第1号から第3号までに規定する事項に関しては、以下を公表するものとする。

ア 「静岡県建設工事入札参加資格者名簿」

イ 「競争入札に参加する者に必要な資格」 （昭和39年4月1日告示第220号）

ウ 「建設工事入札参加資格審査申請書等の提出の時期、方法その他必要な事項」

（平成18年11月7日告示第1003号）

- エ 「静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領」
(平成 6 年 3 月 31 日付け管第 773 号)
- オ 「静岡県建設工事公募型指名競争入札実施要領」
(平成 14 年 3 月 26 日付け建業第 497 号)
- カ 「建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領」
(昭和 49 年 7 月 1 日訓令乙第 9 号)
- キ 「静岡県建設工事共同企業体取扱要綱」 (平成元年 1 月 31 日付け管第 643 号)
- ク 「静岡県建設工事共同企業体取扱要綱の施行及び運用について」
(平成元年 2 月 7 日付け管第 661 号)
- ケ 「静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱」
(平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号)
- コ 「静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領」
(平成 5 年 8 月 1 日付け)

(2) 公表の方法 (令第 7 条第 4 項)

交通基盤部建設経済局建設業課において、インターネットを利用する方法により公表するものとする。

(3) 公表の時期 (令第 7 条第 1 項)

(1) のアからコまでを定め又は作成し、若しくは変更した後遅滞なく公表するものとする。

(4) 公表の期間

当該名簿及び基準等が有効な期間

2 工事ごとの入札及び契約に関する事項

(1) 公表の対象 (令第 7 条第 2 項)

県が契約を締結しようとする又は締結した予定価格 400 万円超の工事

ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、県の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(2) 公表の内容 (令第 7 条第 2 項)

令第 7 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに規定する事項に関しては、以下を公表するものとする。

ア 一般競争入札公告

イ 公募型指名競争入札公募案内

ウ 一般競争入札参加資格確認結果書 (標準様式例 2)

エ 指名業者一覧表 (標準様式例 3)

オ 指名理由書 (標準様式例 4)

カ 入札結果

キ 入札結果 (総合評価落札方式) (標準様式例 5)

ク 低入札価格調査制度に基づく調査結果の概要 (標準様式例 6)

ケ 工事費設計積算内訳の概要

コ 契約書中の契約の相手方の商号又は名称及び住所、工事の名称、箇所、種別、概要、工期、契約金額に関する事項 (標準様式例 7)

サ 随意契約を行った場合における随意契約理由書

シ 変更契約を行った場合における変更契約書中の上記コに掲げる事項及び変更の理由

(3) 公表の方法（令第7条第4項）

各発注機関において、インターネットを利用する方法により公表するものとする。

(4) 公表の時期（令第7条第1項）

(2)のアについては公告時、イについては公募時、その他については契約又は変更契約締結後、遅滞なく公表するものとする。

(5) 公表の期間（令第7条第6項）

契約を締結した日の属する年度及びその翌年度末までの間

第3 工事の施工状況の評価の公表（適正化指針関係）

1 公表の内容

静岡県建設工事成績評定要領(平成28年3月28日付け建工第112号)第8条に規定する「工事成績評定通知書」

2 公表の方法

各発注機関において、インターネットを利用する方法により公表するものとする。

3 公表の時期

受注者へ通知した日から起算して1月を経過した日から公表するものとする。

4 公表の期間

受注者へ通知した日の属する年度及びその翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間

第4 その他

- (1) 施行日以前に入札及び契約の手続を開始している工事等が相当数見込まれることから、公表の対象及び方法について、当面の間は従前の方法によることを妨げないものとする。

(通知履歴)

平成13年4月20日、平成15年5月6日、平成18年3月31日、平成28年3月31日、令和3年3月1日、令和6年3月21日、令和7年6月20日、令和7年8月27日